

製品及びサービス条件

本製品及びサービス条件は、当社の全製品に適用される Clarivate 規約を補足するものであり、当社のプラットフォームやウェブサイトを通じてアクセスされる特定の製品、又は注文書、作業明細書、その他の注文書類（総称して「注文書」といいます）に記載されている特定の製品に適用されます。以下に記載のない製品の注文を行った場合又はアクセスを行っている場合、お客様の注文に本製品及びサービス条件は適用されません。「当社」及び「Clarivate」とは、注文書に記載される Clarivate の企業体をいい、「お客様」とは、注文書に記載されるお客様の企業体をいいます。本製品及びサービス条件に定義のない用語は、Clarivate 規約で定義されている意味を有します。

CBDD+ Consortia

- 1. 定義** (a) お客様の「関係会社」とは、発行済株式ないし議決権株式の50%超が、直接、間接を問わず、お客様と共通の支配下にある関係会社をいいます。注文書の日付の後にお客様の関係会社になった会社、及びお客様の関係会社ではなくなった会社は、当社の事前の書面による承認がない限り、ライセンス対象とはなりません。(b) 「成果物」とは、関係するプロジェクトで定められたコード、フレームワーク、データセット、その他の納品物をいいます。(c) 「プロジェクト」とは、コンソーシアのメンバー（以下「メンバー」といいます）による協業であり、成果物の作成につながるものをいいます。
- 2. 成果物** (a) 当社は、プロジェクトプランで定められたプロジェクト予定表に従って成果物をリリースします。リリース後、お客様及びお客様の関係会社は、お客様がコンソーシアのメンバーである限り、それぞれの社内業務目的（医薬品や診断薬の研究開発を含みます）で成果物を使用することができます。(b) その時点におけるメンバーは、コンソーシアが継続している期間中、成果物についての独占的権利を持つものとします。コンソーシア終了後、Clarivate は、コンソーシアから生じたデータ、成果物、又はその他の開発成果を自由に配布することができます。(c) 2(b)項に関わらず、独占的権利を得ている期間中、当社は、(i) デモンストレーション目的で非メンバーと共に、又は、(ii) 社内業務目的で自由に、成果物を使用することができ、サービスや納品物を Clarivate の他の顧客に提供することもできます。ただし、当社が成果物を開示しないことを条件とします。
- 3. プロジェクト委員会** (a) 各メンバーは、自身の代理人となり、議決権を行使する研究者をプロジェクト委員会に任命します。プロジェクト委員会は、プロジェクトの全体的な方向性を提示し、当社又は当社が雇用した者に、可能な限りプロジェクトプランに沿ってプロジェクトを日常的に管理する権限を与えます。(b) 下記3(c)項に従い、プロジェクト委員会は無記名投票の多数決によって運営されます。各メンバーは、プロジェクトにおける義務を遅滞なく履行していることを条件に、全ての決定において1回の投票を行う権利が与えられます。(c) プロジェクト委員会は、Clarivate と連携して、作業計画と正式なマイルストーン（「プロジェクトプラン」といいます）を定期的に策定し採択します。プロジェクトプランは、議決権を持つメンバーの3分の2以上の同意をもっていつでも変更できます。
- 4. メンバーシップ** (a) コンソーシアに加入するため、各メンバーは、入会金を支払わなければなりません。これにより、各メンバーは、コンソーシアでそれ以前に開発された成果物へのアクセス及び特定の数理生物学アルゴリズムに対する永久ライセンスを得ると同時に、それらを医薬品及び診断薬の研究開発を含む自己及び自己の関係会社の社内業務目的のために使用できるようになります。(b) コンソーシア加入後、お客様は、成果物へのアクセスと議決権を維持するために、年会費を支払わなければなりません。お客様がコンソーシアを退会した場合、退会から再加入するまでの期間の未払い年会費と次年度の年会費を支払うことにより、メンバーシップを再度有効にすることができます。
- 5. 期間及び終了** (a) お客様のメンバーシップは、現期間が終了する 30 日前までに更新を希望しない旨を書面で通知しない限り、自動更新により 12 か月延長されます。(b) コンソーシアのメンバーシップが終了した場合、成果物にアクセスしこれを使用するお客様の権利は終了するものとします。また、メン



バージョン終了以前に開発された成果物の永久ライセンス購入に両当事者が注文書で合意していない限り、お客様は、お客様及びお客様の関係会社が保管している成果物を全て削除しなければなりません。お客様は、永久ライセンスを購入した成果物については本合意に従い保持することができますが、お客様が本合意に違反した場合、お客様の永久ライセンスは当社によって取り消されるものとします。(c) 当社は、コンソーシアを維持するための十分な資金がないと当社の裁量で判断した場合、プロジェクトを中断又は終了することができます。その場合、その時点で有効なメンバーは、プロジェクト終了に先立って受領した成果物を保持することができます。

6. 所有権 当社が単独で、又はメンバーや第三者と共同で、プロジェクトに基づき開発した全ての作業成果物（成果物を含みます）は、当社が独占的に所有する資産です。お客様は、お客様が当該作業成果物に対して持つ現在及び将来の全ての権利を当社に譲渡するものとし、当該作業成果物についての著作権人格権放棄し、お客様のユーザーにも放棄させるものとします。

最終更新：2021年11月